

青森県報

第三千五百四号

平成二十四年
二月二十二日
(水曜日)

目次

規 則

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則……………	(都市計画課) ……
青森県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則 を廃止する規則……………	(建築住宅課) ……

告 示

青森県褒賞の取消し……………	(総務学事課) ……
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) ……
右 同……………	(同) ……
生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………	(同) ……
右 同……………	(同) ……
生活保護法による介護機関の指定……………	(同) ……
右 同……………	(同) ……
生活保護法による指定施術者の住所並びに施術所の名称及び 所在地変更の届出……………	(同) ……
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………	(水産振興課) ……
高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所の場所の廃止……………	(建築住宅課) ……
公 告	
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活課) ……
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第一項の規定による公告……………	(同) ……

規 則

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(経営支援課) ……
右 同……………	(同) ……

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第一号

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則

青森県景観条例施行規則(平成八年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「第七条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第一号

青森県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則を廃止する規則

青森県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則(平成十四年四月青森県規則第五十号)は、廃止する。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百十一号

青森県褒賞規則（昭和三十三年二月青森県規則第十五号）第二条第一項の規定により平成二十三年十一月二十四日に行った次の者に対する褒賞を取り消した。
平成二十四年二月二十二日

山田 春雄

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。
平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社弘前市薬剤師薬局	名称	主たる事務所の所在地		居宅介護事業の種類	居宅介護事業所名称	所在地	廃止年月日
	名称	主たる事務所の所在地					
弘前市大字富田三丁目一四の一	名称	主たる事務所の所在地		居宅療養管理指導	弘前市薬剤師薬局	弘前市大字富田三丁目一四の一	平成二〇・二・二七

青森県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社弘前市薬剤師薬局	名称	主たる事務所の所在地		介護予防事業の種類	介護予防事業所名称	所在地	廃止年月日
	名称	主たる事務所の所在地					
弘前市大字富田三丁目一四の一	名称	主たる事務所の所在地		介護予防居宅療養管理指導	弘前市薬剤師薬局	弘前市大字富田三丁目一四の一	平成二〇・二・二七

青森県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。
平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社友情	名称	主たる事務所の所在地		居宅介護事業の種類	居宅介護事業所名称	所在地	休業年月日
	名称	主たる事務所の所在地					
黒石市大字中川字富田一〇の二	名称	主たる事務所の所在地		訪問介護	介護サービス「ゆうじびよ」弘前	弘前市大字徒町川端町一	平成二四・一・一

青森県告示第百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社友 情	黒石市大字中川 字富田一〇の二	介護予防防 護事業の種 類	介護予 防事業所	休 止 日 年 月 日
名 称	主たる事務所の 所在地			
株式会社友 情	黒石市大字中川 字富田一〇の二	介護予 防	弘前市大字徒町 川端町一	平成 二四・一・一
名 称	所 在 地			

青森県告示第百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十
五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社弘 前市薬剤師 薬局	弘前市大字富田 三丁目一四の一	居宅介護 事業の種 類	居宅介 護事業所	指 定 日 年 月 日
名 称	主たる事務所の 所在地			
株式会社弘 前市薬剤師 薬局	弘前市大字富田 三丁目一四の一	居宅療養 管理指導	弘前市大字石渡 四丁目一三の七	平成 二四・二・一六
名 称	所 在 地			
株式会社共 株	弘前市大字清原 二丁目一〇の二	訪問看護 事業	弘前市大字原ケ 五丁目五の三	二四・一・一七
名 称	所 在 地			
株式会社共 株	弘前市大字原ケ 五丁目五の三	訪問看護 事業	弘前市大字原ケ 五丁目五の三	二四・一・一三
名 称	所 在 地			
社会福祉法 人伸康会	弘前市大字独狐 一字石田一二一の	訪問介 護	弘前市大字石渡 四丁目一三の七	二四・一・一
名 称	所 在 地			

平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 INCORPOR ATED RATON	北津軽郡板柳町 大字板柳字土井 三五四	ヘル パ ー シ ョ ン イ よ な	北津軽郡板柳町 大字板柳字土井 二四の二神ア ト一二号	三 三 ・ 三 ・ 一 六
株式会社ア イズパートナ ー	上北郡東北町旭 南三丁目二九六 の二の二〇〇号 室	ケ ア サ ポ ー ト ン	上北郡東北町旭 南三丁目二九六 の二の二〇〇号 室	二 四 ・ 一 ・ 一
名 称	所 在 地			

青森県告示第百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの
で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社二 チイ学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目九	八 戸 市 下 長 四 丁 目 二 の 二 オ フ イ ス 小 茂 一 階 三 号	平成 二四・一・一
名 称	主たる事務所の 所在地		
株式会社二 チイ学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目九	二 チ イ ケ ア 下	二四・一・一
名 称	所 在 地		
二 チ イ ケ ア お い ら せ	上北郡おいらせ町中 平下長根山一の一 三七	二 チ イ ケ ア お い ら せ	二四・一・一
名 称	所 在 地		

青森県告示第百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十
五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人もつたないつがるの会

三 代表者の氏名

三國 信義

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字桔梗野四丁目九の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県民に対して地球温暖化防止活動推進に関する事業を行い、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年一月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人杉菜の会

三 代表者の氏名

小野 敬子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字松原東三丁目三の一八

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の社会的自立を図るための事業及び自然栽培農法推進の事業を行うことによって、地域社会福祉の向上や自然・環境保護に寄与することを目的とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

共同不動産管理株式会社

青森市中央二丁目九の八

代表取締役 川鍋尚弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十四年二月二十二日から同年三月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドリームサンワード八食店

八戸市大字長苗代字狐田五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八食サービスエイト

八戸市大字河原木字神才二二の二

代表取締役 島守雅義

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十四年二月二十二日から同年三月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭